

福祉保健センター利用こころえ

1. 「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例」及び「尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則」を遵守し、係員の指示に従ってください。
2. 次の各号の一に該当する場合は、利用を許可いたしませんのでよろしく願います。
 - 一 公の秩序又は風俗をみだす恐れがあると認められるとき
 - 二 建物、設備、付属器具等を損傷するおそれがあると認められるとき
 - 三 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき
 - 四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
 - 五 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に福祉保健センターの名称を利用させその営利事業を援助すると認められるとき
 - 六 その他センターの管理上支障があると認められるとき
 - 七 許可書交付後又は利用中の場合であっても一から六のいずれかに該当する事由が発生し、又は発生すると認められるときは、その許可を取り消すことがあります。
3. センターを使用された方は、使用した室等の清掃、整理整頓を行い、消灯、施錠等確認した後、職員又は警備員に鍵を引き渡してください。
4. 駐車場は、センター地下1階に10台と尾鷲中央駐車場1階に20台となっており、利用台数が非常に少ないので、参加者の方にその旨の周知をよろしく願います。
5. 会議、後援会。その他催し物等で多数の参加者がある場合は、他の利用者の方に迷惑がかからないよう又交通安全対策上から駐車場、センター玄関前、玄関ロビー等必要に応じ案内及び警備等をお願いいたします。
6. 利用時間は、他の方も利用されますので定められた時間を厳守してください。
7. 利用日、利用時間等に変更が生じましたら、すみやかにセンターに届け出下さい。
8. 電気、空調、水道等は適正な利用に努め、節約をお願いします。
9. 使用料は許可書が交付されたとき納付してください。
10. 設備、器具等を損傷した場合は、すみやかにセンターに届け出下さい。尚、特別な場合を除き損傷物の賠償をしていただくこととなります。